

吉賀町告示第145号

平成28年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成28年12月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

---

○12月13日に応招した議員

---

○12月14日に応招した議員

---

○12月16日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成28年12月9日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年12月9日 午前9時50分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情第5号 吉賀町民真田グラウンド(よしかみらい)、吉賀町交流研修センター  
便利施設・機能充実にする整備陳情書
- 日程第6 陳情第6号 立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について
- 日程第7 陳情第7号 町道久保沖線の改良に関する陳情
- 日程第8 発議第6号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書(案)
- 日程第9 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)
- 日程第10 議案第77号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第78号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につい  
て
- 日程第14 議案第81号 吉賀町下水道使用料審議会条例の制定について
- 日程第15 議案第82号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第16 議案第83号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第84号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第85号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第86号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第87号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第88号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第89号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第90号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

- 日程第24 議案第91号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第25 議案第92号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第26 議案第93号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第27 議案第94号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第28 議案第95号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 陳情第5号 吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター  
便利施設・機能充実に関する整備陳情書  
日程第6 陳情第6号 立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について  
日程第7 陳情第7号 町道久保沖線の改良に関する陳情  
日程第8 発議第6号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）  
日程第9 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）  
日程第10 議案第77号 字の区域の変更について  
日程第11 議案第78号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定について  
日程第12 議案第79号 吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定について  
日程第13 議案第80号 吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につ  
いて  
日程第14 議案第81号 吉賀町下水道使用料審議会条例の制定について  
日程第15 議案第82号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて  
日程第16 議案第83号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第17 議案第84号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第18 議案第85号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第19 議案第86号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について  
日程第20 議案第87号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第21 議案第88号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第22 議案第89号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第23 議案第90号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)  
日程第24 議案第91号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第25 議案第92号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第26 議案第93号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第27 議案第94号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第28 議案第95号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算(第7号)

---

出席議員(11名)

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中谷 勝君	副町長 .....	岩本 一巳君
教育長 .....	青木 一富君	教育次長 .....	光長 勉君
総務課長 .....	赤松 寿志君	企画課長 .....	深川 仁志君
税務住民課長 .....	齋藤 明久君	保健福祉課長 .....	宮本 泰宏君
産業課長 .....	山本 秀夫君	建設水道課長 .....	早川 貢一君
柿木地域振興室長 .....	大庭 克彦君	出納室長 .....	谷 みどり君

---

午前9時50分開会

○議長(安永 友行君) それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達して

おります。平成28年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、潮議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告を行います。

12月2日に議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期を本日12月9日から12月16日金曜日までの8日とすることを決定をいたしましたので報告します。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から12月16日までの8日間と決定します。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 次に、日程第4、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 皆さんおはようございます。行政報告に先立ちまして本定例会におきましては、議案19件うち一般会計と特別会計7件をお願いしております。慎重審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、9月9日からでございますけれども、お手元の資料に基づきまして御報告を申し上げ

ます。

9月10日七日市小・中学校の吉賀中学校ですね、七日市小学校の運動会、また栴谷・福川地区の敬老会へ出席しております。

9月11日には蔵木地区の運動会へ出席し、12日が共和ゴムとほか2社との協定を行っております。

また、9月17日でございますけれど、白谷地区の敬老会、19日が六日市小・中学校の運動会また下須地区の敬老会へ出席しております。

23日が全員協議会を開催さしていただきまして、24日が六日市地区の敬老会と、9月25日が朝倉地区の敬老会で敬老会が大体、町内これで終わったというところでございます。

9月29日に全員協議会をお願いいたしております、10月2日が宇部のビエンナーレの開会式がございましたので、これに職員と共に出席をさせていただきました。

3日につきましては、六日市病院の支援協議会ということで支援についての協議を行いまして、また防衛施設、自衛隊の松江の事務所から防衛白書の説明がございましたので、これをやっております。

10月7日につきましては、定例会の最終日でございます。

11日が地域おこし協力隊の辞令を交付したところでございます。

また、同日、農林水産省と県と市町村の意見交換会というのが松江でございましたので、これに出席しております。

14日が益田翔陽高校の10周年記念ということで記念式典に出席させていただいております。

17日は広域の理事会がございまして、18日は農林水産省におきまして水産省の幹部との意見交換会に出席しております。

19日は益田管内の期成同盟会の要望を国交省へ行っておるところでございます。

24日につきましては、一部事務組合3つの組合議会を開催しておりますので、これに出席しております。

また、25日につきましては、全道協という道路関係のがございまして、これの意見交換会へ松江に出張させていただきました。

29日は第14回となります子ども食育フェアが町民体育館で行われておりますので、これに出席しております。

また、30日はJAのサッカーカーニバルがございましたので、これに出席させていただいております。

31日につきましては、益田広域の議会がございまして、また広域関係の辞令交付を当日とまた翌日の1日に行っております。

1 1月3日につきましては、真田グラウンド「よしかみらい」の1周年イベントということで、これに出席さしていただいております。

4日が臨時議会を開催をさしていただいたところでございます。

また、6日につきましては、きん祭みん祭農業文化祭六日市会場がございますので、これに参加さしていただいたところでございます。

7日はエポックかきのきむらの役員会がございましたので、これに出席さしていただきました。

9日につきましては、島根県の土木協会の中央要望ということで国交省等への要望、また竹島問題の早期解決を求める東京集会を開催されておりましたので、これに出席し、また安心・安全の道づくりを求める全国大会というのが砂防会館でございましたので、これに出席し国会等の要望を行ってきたところでございます。

10日につきましては、島根県農政審議会というのがございまして、この審議委員になっておりますので大田のほうの状況等を視察するというところでございましたので、大田市また邑南町また美郷町のほうの視察をさしていただいたところでございます。

11月12日につきましては、柿木小学校の学習発表会、また七日市小学校の七力祭がございましたので、これに出席し、13日には益田日赤の竣工式がございましたので、これに出席さしていただいております。

また、15日につきましては、全国治水砂防促進大会とこれの要望につきまして上京いたしております。

また、同日、県町村会の研修会が行われておりますので出席し、翌16日が全国町村長大会がございましたのでこれに出席し、17日は全国山村振興連盟の総会、また萩・石見空港に対する要望をANAに行っておりまして、また同日夕方から島根県企業誘致セミナーがございましたので、これに出席したところでございます。

11月20日につきましては、きん祭みん祭農業文化祭、柿木会場のほうへ参加さしていただいたところでございます。

11月23日かのあし駅伝の開会式がございましたので、開会式に出席しスターターを務めさしていただいたところでございます。

また、24日につきましては、全員協議会を開催さしていただきまして、25日には除雪会議を開催しております。

また、26日には、東京吉賀会の総会がございましたので、これに出席さしていただいております。

29日につきましては、出張車検場の存続の要望に益田管内の業者の代表とともに伺いをし要望してきております。普通車についても結構厳しい状況でございましたが、軽につきまして

は29年度は大丈夫だと今まで通りやれるけど、ちょっと30年度についてはちょっと厳しいようなお話がございましたので、これについては益田管内でしっかり要望活動続ける必要があるのではなかろうかというように考えたところで、そのことは報告したところでございます。

12月1日におきましては、民生児童委員会の辞令を交付し、また津和野警察署との歳末警戒の出発式に出席してパレードといたしますか、警戒に出るパトカーなり民間の方の皆さんの車を見送りさしていただいたところでございます。

12月4日は、柿木にございます萬歳楽、これに出席さしていただきまして、翌5日が鹿足郡の神社総代会がございまして、これに出席さしていただいたというところでございます。

以上が、大体大まかな前定例会からの動向でございます。どうぞよろしくお願いたします。

---

#### 日程第5. 陳情第5号

#### 日程第6. 陳情第6号

#### 日程第7. 陳情第7号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、陳情第5号吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書さらに日程第7、陳情第7号町道久保沖線の改良に関する陳情までは、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり陳情第5号は所管の総務常任委員会に付託し、陳情第6号及び陳情第7号は所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、陳情、請願、要望等文書表のとおり日程第5、陳情第5号吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書は所管の総務常任委員会に付託し、日程第6、陳情第6号立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について及び日程第7、陳情第7号町道久保沖線の改良に関する陳情は所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第8. 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第8、発議第6号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）を議題とします。

本件については、提案理由の説明を発議者より求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第6号につきまして、読み上げて提案したいと思います。



発議第6号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。賛成者、吉賀町議会議員中田元、河村隆行、桜下善博。

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としましては、高齢者の生活を守るためであります。

意見書（案）後期高齢者医療制度は発足時に保険料が7割減額となる低所得者の保険料さらに引き下げて、8.5割減額とする。7割減額の対象者のうち年収が80万円以下の方はさらに引き下げて9割減額とする。健保や共済の被扶養から後期高齢者医療制度に移る人の保険料を9割減額とするなど、保険料に軽減特例の仕組みを導入しました。厚生労働省が11月30日に社会保障審議会医療保険部会に示した取りまとめ案は、75歳以上の後期高齢者医療保険料の軽減特例措置を廃止するというものでした。

軽減特例が廃止されれば、月7万円の年金しか収入がないなどで現在8.5割減額の適用がされている人の保険料は7割減額に切りかわり、保険料は現行の2倍に上がります。基礎年金満額を下回る収入しかなく、現在9割減額を適用されている人も7割減額となり、保険料の負担は3倍となります。元は健保、共済の扶養家族で後期高齢者医療制度に移行後、保険料の9割減額が適用されている人も軽減特例がなくなると全額負担の適用となります。

高齢者の最大収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどにより生活環境のさらなる悪化が懸念されます。国におかれましては社会保障税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮し、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、社会保障税一体改革担当大臣としておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、発議第6号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第9 発議第7号

○議長（安永 友行君） 日程第9、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意

見書（案）を議題とします。

本件については発議者の桑原議員よりの提案理由の説明を求めます。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 発議第7号。平成28年12月9日。吉賀町議会議長安永友行様。  
提出者、吉賀町議会議員桑原三平。賛成者、中田元、河村隆行、桜下善博。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保のため。裏面に移ります。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら昨年実施された統一地方選挙において町村では、議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながって行くと考え。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月。島根県吉賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第10、議案第77号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第10、議案第77号字の区域の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております字の区域の変更でございますけれど、

土地改良事業の換地処分に伴うものでございます。

議案第77号字の区域の変更について、本町内の字の区域を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

1、吉賀町抜月に編入する区域、町でございますけど吉賀町七日市字がございまして、地番が639の一部から707番の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の一部。

2、吉賀町七日市に編入する区域、抜月4の地先道路、水路である町有地の一部ということでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第77号の詳細説明を行います。参考資料の1ページの図面と本日追加でお配りをしました1の2換地図面のほうをごらんをいただきたいと思っております。

町長のほうからありましたように土地改良事業の換地処分に伴って抜月地区と七日市地区の字の境を変更するものでございます。

まず、現地ですけれども、1ページの図面で言いますと横長なんですけど、この一番右端ですね、丸がついたところがあります。この右側のところに、もうすぐ管理道があってその隣がヨシワ工業というふうに見ていただきたらと思っております。図面の上側が高津川、図面の下側に町道朝倉真田線が通っているというふうに見ていただきたらと思っております。もうすぐ隣はヨシワ工業の敷地でございます。

今回変更になるところですけれども、1ページの図面で見いただきますと、ここに赤い丸が3つついた線と黒い丸が3つついた線がございます。黒い丸が3つついた線が現在、これまでの境界で、赤い丸が今回変更しようとする新しい境界というふうに見ていただきたらと思っております。

これが、そのこの違う部分のこの図面で言いますと、青い斜線がありますけれども、これが今回七日市から抜月に変更になる部分でございます。赤い斜線があるんですけど、これは図面見にくいんですけど、図面の真中どろに707の1という番地の番号が振ってあるところがあると思っておりますけれども、その右上に丸が3つついたところがございます。その隣に左上から右下に向いて斜線がなっている部分があると思っておりますけれども、これが七日市から抜月に変更になる部分でございます。

以上、現地はこういうことです。それで、その完了後の図面が本日お配りをしました1の2の図面でございます。これが新しい境界となった、そういうふうには水路がありまして、あと管理道

等で境になっておりますけども、これが新しい図面でございます。

ということで、その字の区域を変更したいというものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第10、議案第77号字の区域の変更についての質疑は保留して次に進みます。

---

### 日程第11. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第78号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第78号でございます。

吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定について。

吉賀町サクラマス交流センター施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、先ほども説明申し上げました全協で説明しておりますけれど、今建設しておりますサクラマス交流センターの施設の条例でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課のほうからの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第78号の詳細説明を行います。

この条例につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、吉賀町サクラマス交流センター施設条例を制定するものでございます。

まず、1条ですけども、設置目的について規定をしております。吉賀町に一定期間滞在し学習、研修及び交流等を行うものを支援することを目的として吉賀町サクラマス交流センター（以下センターという）を設置するというものでございます。

第2条に名称及び位置ということで、名称については吉賀町サクラマス交流センター、位置については吉賀町七日市949番地5でございます。名称につきましては、これまで仮称というふうにつけてやったりしましたけども、吉賀町の長期的な教育の柱であるサクラマスプロジェクトの

目標、ふるさとでの学びや体験をもとに、いつの日かふるさと吉賀町を支える人材の育成という観点から、サクラマス交流センターを正式名称ということで、今回御提案をさせていただいたものでございます。

第3条、業務ですけれども、第1号で学習、研修及び交流活動等の実施。第2号、前号に必要な施設の提供及び管理。第3号、その他施設の設置目的を達成するための必要な業務ということでございます。

第4条以降については、公の施設の設置条例を制定する際に必要な部分の標準的な規定でございまして、町有の他の類似施設と同様になっております。

第11条以降については、指定管理者についてもしておりますけれども、当面は直営でやろうというふうに思っていますが、指定管理にも対応できるように条例のほうは指定管理も条文の中でうたっているところでございます。

それから、第6条と別表に規定する使用料についてでございます。別表で見ていただいたほうがわかりやすいかもしれませんが、1番最後のページです。使用区分につきましては、居室と交流室に区分をしております。居室については、月額3万3,000円、交流室については、4時間以内が4,770円、4時間を越えますと9,530円というふうにしております。居室につきましては、県内の類似施設の例により金額を定めさせていただきました。交流室につきましては、真田の吉賀町交流研修センター、グラウンドの横にありますけれども、これと同額というふうにしております。また、居室部分につきましては、月額使用料に加えまして居室内の電気、水道、ガス等の使用負担についても別途徴収させていただくこととしております。

以上、議案第78号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 使用料ですが、部屋の面積はどれくらいだったですかね、居室の。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

先ほど言いましたけれど、2メートル50の4メートル20ですので、何平米になりますかね、10平米ちょっとですか。10.5平米ぐらいですね。ですので、6畳よりは若干ちょっと小さいぐらいの面積かと思えます。ああ、6畳じゃないですね、もっと小さいですね。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） と言うことは、6畳まずは月額3万3,000円ということになると思うんですが、ちょっと高過ぎるんじゃないかなと思うんですが、学習しに来る青少年にということになれば、もう少し安くないのかなと思えますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

これは他の市町村の例というふうに先ほど言いましたけども、いろいろ県内の高校生が利用する場合なんかのそういったところを見ると、県内の他の例を見させていただきましたが、大体3万円から3万3,000円というのが他のところでもそういった相場になっております。

しかも、ほかのところですと2人部屋とか、そういうところでのそういう金額ですので、この場合ですと個室ですので、それから言うとそれほど高い負担じゃないのかなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 前も空き部屋の有効活用ということで質問させていただきましたが、多分、平成29年度は10ぐらい部屋が、空き部屋が当分1年間は10ぐらいの部屋が空き部屋になると思うんですが、そこに吉賀高校に来て合宿をすとかいう場合に使った場合についての空き部屋の利用率というんですか、どこに明記をされているんでしょうか。今3万3,000円というのは、恐らく毎月なんですが、空き部屋についての利用率についてはどうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

明確な規定はないですので、その際には日割り計算とかそういう形で一般的にそういうことで3万3,000円であるその1日約1,000円ということで使用料のほう設定させていただきたいと、書いてありましたね。済みません、ちょっと今私が見ようが悪かったですけども、6条の5項ですね、5項のところでは日割り計算というふうになっておりますので、それに合わせやらせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） このセンター施設条例の使用をするに当たり、例えば保護者あるいはそういった方が来られた時に、そうした交流室あるいはそういったところで面接なりするのか、それとも部屋には入れないのか、入れるのか、そういった明記をすることは書いてはないようですが、その点についての施設の利用についての規則は別に定めるちゅうことですか。

○議長（安永 友行君） 総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

規則は当然定めますけども、規則にうたってもそんな細かいことまでなかなか規定はできませんので、施設の利用に当たっては利用の手引というものを作成して、それをお配りをしたいというふうに考えております。

その内容をこの間、全員協議会で説明しましたが、そういった内容を盛り込んだ手引書を作成して、それを御本人なり家族の方にわたすような形を考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第11、議案第78号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定についての質疑は保留しておきます。

---

日程第12. 議案第79号

日程第13. 議案第80号

日程第14. 議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第79号吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定についてから日程第14、議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定のについての3件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、一括3議題をとということでございます。これにつきましては、水道事業の統合事業に伴いますもので、公営企業法の適用を受けるといったこと等によりまして、条例を改正しなければならないという状況が出てきたから、ご提案申し上げるわけでございます。議案第79号吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定について。

吉賀町水道事業の設置等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

議案第80号吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。

吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定について。

吉賀町下水道使用料審議会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

以上、3件につきまして担当いたしております建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 建設水道課の早川でございます。

そういたしますと、議案第79号、それから議案第80号、議案第81号を一括説明をさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第79号でございますけれども、平成29年度より簡易水道事業統合に伴います上水道への移行により、地方公営企業法を適用を受けることとなりますので、新たに本事業の設置に関する条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案集をお開きいただきたいと思います。

吉賀町水道事業の設置等に関する条例でございます。

設置でございます第1条、生活用水その他の浄水を町民に供給するため水道事業を設置いたします。

経営の基本でございます。第2条、水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないということでございまして、第2項、給水区域は町内全域及び津和野町新畑地区とする。ただし、伊勢原地区の一部、捨河内地区、鹿足河内地区、河津金山谷地区、折橋地区及び月瀬地区の一部を除きます。第3項、計画給水人口でございますが5,993人でございます。第4項、計画1日最大給水量は3,188立方メートルを計画しております。

続きまして、組織でございます。地方公営企業法第7条但し書き及び地方公営企業施行令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとするいたします。これにつきましては、前回の全員協議会の場合でも説明をさせていただきましたが、一定規模以下の場合には管理者を置かないことができるという法第7条の但し書きによりまして設置しないものとするいたします。この場合におきますと、管理者を置かない場合は、管理者の権限は地方公共団体の長が行うというふうになっておりまして、町長がその任を担うこととなります。

続きまして、第2項第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者という）の権限に属する事務を処理するため、建設水道課水道係を置きます。これは2名でございます。

続きまして、第4条、重要な資産の取得及び処分でございます。第4条、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売り払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものにかかるものに限る。）または、不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは譲渡とする。ということでございまして、これにつきまして関係法令がございすけれども、関係法令を下回らない数字で決定をするようにということがござい



まして、その最低価格であります700万円以上ということと、1件5,000平方メートル以上ということで記しておるところでございます。

続きまして、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免責でございます。法第34条について準用する地方自治法第243条の2の第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免責について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が20万円以上である場合とする。

続きまして、議会の議決を要する負担付寄附の受領等でございます。

第6条、水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付の寄附または贈与の受領でその金額、またはその目的の価格が100万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定にかかる金額が50万円以上のものとするさせていただきます。

業務状況説明書類の提出でございます。

第7条、管理者は水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。第2項、前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。1号、事業の概況、2号、経理の状況、3号、前2号の掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項。第3項、天災その他やむを得ない事故により第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。附則、施行日といたしまして、1、この条例は平成29年4月1日から施行するというので提案させていただきます。

以降、附則につきまして、関係をいたします条例等の一部改正を載せさせていただいておりますけれども、これにつきましては参考資料を見ていただいたほうがよろしいと思いますので、参考資料の2ページをお開きいただきながら、失礼いたしました2ページから19ページの範囲で記載をさせていただきますので、こちらを見ていただきたいと思います。

全体の流れといたしましては、法適化に伴いますところの字句の訂正、関係する条例の字句の訂正、挿入それから関係法令の挿入等になっておりますので、抜き出しながら割愛をさせていただきますながら説明をさせていただきたいというふうに考えております。

参考資料の3ページをお開きください。

吉賀町課設置条例の一部改正でございます。

新旧対照表を載せさせていただいております。吉賀町設置条例の一部を次のように改正させていただきたいと思っております。第2条建設水道課の項第8号中簡易水道事業を簡易給水施設整備事業に改める。これにつきましては、建設水道課の業務というふうになるわけでございますけれども、こういった事業かと申しますと、エリア外の水道の施設、井戸でありますとか、そういった補助事業等の事業でございます。これにつきましては一般会計等の衛生費等に計上されている関係でございます。こちらの建設水道課のほうへ残しておくというものでございます。

それから、参考資料の5ページをお開きください。

吉賀町職員定数条例の一部改正ございまして、最下段、角で囲まれております最下段（8号）をごらんいただきたいと思います。公営企業の事務部局の職員2名とさせていただきたいと思います。

それから、参考資料8ページをお開きください。

吉賀町水道料金審議会条例の一部改正でございます。

これにつきましては、後ほどの議案第81号で吉賀町下水道使用料の審議会条例の制定についてお諮りをするわけでございますけれども、実は現在のところ、水道料金の審議会が水道料と下水道の使用料の2つを審議することになっております。法適化に伴いまして、この吉賀町水道料金の審議会の条例につきましては、水道料金のみを審議するという形にさせていただきたいというものでございます。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページ、第27条第1項を次のように改める。従量料金は2カ月ごとに管理者が定めた日（以下定例日という）にメーターの点検を行い、算定する。この場合において、その使用水量は各月均等に使用したものとみなす。第27条第2項を削り、同条第3項中、この分については町長を変えろということございまして、先ほどの従量料金でございます。これまでも皆様方御存じのとおり2カ月に一度の検針をさせていただきまして、奇数月に水道、偶数月に下水道使用料の請求をさせていただいておるところでございます。これまでには町長が定めれば各月でよろしいというふうに書いてございましたものを改めて2カ月に一度ということ明文化をしたというものでございます。

それでは、議案集へお戻りいただきたいと思います。

議案第80号でございます。吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について御説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ開いていただきまして、趣旨でございます。

第1条、この条例は地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種

類及び基準に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、給与の種類及び基準でございます。

水道事業職員の給与の種類及び基準については、吉賀町職員の給与に関する条例、平成17年吉賀町条例第42条の適用を受ける職員の例によるということでございます。

続きまして、ページ開いていただきまして、議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定でございます。

1枚また開いていただきまして、設置等から始まりまして職務、組織、任期等々でございます。これにつきましては、現在ございます吉賀町水道料金審議会の条例の中におきまして、下水道の料金を審議できるということで書きかえたものでございまして、基本的に現在ある条例と同じものでございますので、説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 議案第79号の条例の制定で第7条に業務状況説明書類の提出とありまして、11月30日また5月31日という提出日がございます。この書類を整えるのに実際のところ、2カ月もかかるというふうに捉えておられるのか、1カ月ぐらいできるんですけど、日数として捉えているのかという点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） この期間でございますが、正直申し上げましてやってみないとわからないというところもございます。条例準則等も見ながら決定をしたものでございまして、いわば定型的なものになっているというところもあろうかと思っております。しかしながら、初めてこちらとしても事務の処理をしなければならないということになりますと、これだけの期間が必要ではなかろうかというふうにも考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑もないようですので、本件、日程第12、議案第79号吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定についてから日程第14、議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定についての質疑については、保留をしておきます。ここで10分間休憩します。

午前10時52分休憩

.....  
午前11時02分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15. 議案第82号

日程第16. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第82号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております2議案でございます。

これにつきましては、上級法の改正により条例改正をするというものでございます。

議案第82号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年吉賀町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第82号と83号の詳細説明を行います。

この2つの条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月の2日に公布をされまして、来年の1月1日から施行されることになったことによります条例改正でございます。

まず、第82号のほうですけれども、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正です。

参考資料の20ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表がそこにつけてありますけれども、まず第8条の3の改正です。育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定についてのところですが、上段の下線部分につきましては、第4項の要介護者を介護する職員への準用規定について第1項と第3項に新たに第2項を加えるものでございます。

中段下の下線については、第2項が加わったことによる第2項の読みかえ規定でございます。

続きまして、資料の21ページ、第11条の規定です。

本日、議案の差しかえをお願いした部分でございます。休暇の種類に介護時間を加えるという

ものでございます。

それから、第15条の第2項、これにつきましては介護休暇の期間を連続する6月の期間から3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間とし、分割して取得できることとするものでございます。第15条の2につきましては、介護時間の新設の規定です。連続する3年の期間内において1日につき2時間の範囲内で取得することが可能となります。また、介護時間については、無給となるものでございます。

それから、議案のほうですけれども、最後のところに附則がついておりますけれども、第1項は施行日の規定でございます。平成29年1月1日からでございます。

それから、法律の施行日です。第2項については、改正条例の施行日以前に介護休暇を取得している職員がいた場合の経過措置の規定でございます。本町においては該当はございません。第3項は、吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第19条の部分休業の承認に新たに介護時間の規定を挿入するものでございます。参考資料で言いますと、21ページ下段のところに育児休業等に関する条例の新旧対照表がついておりますので、そちらのほうごらんいただきたらと思います。

続きまして、議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の改正の説明を行いたいと思います。

資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の2の規定でございます。これは、法律改正に伴いまして、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を第2条の2に加えるものでございます。それに伴いまして、従来の第2条の2が第2条の3というふうに変更されるものでございます。

それから、第3条につきましては、育児休業を取り消された後に再取得できる場合の特別の事情について定めた規定でございます。第1号につきましては、例えば第2子が生まれるということと産前休暇あるいは出産によりまして育児休暇を取得したことに伴いまして、第1子にかかる育児休業が取り消されて、その後第2子が死亡したような場合、あるいはその第2子が養子縁組等によって職員と別居することとなった場合に、それぞれ従来はその第1号で規定しておりましたけれども、それをア、イ、というふうに分けて規定したものでございます。

それから、第1子が3歳未満であれば、育児休業を再取得できますけれども、第2号については、今回の改正によりまして第2子にかかる特別養子縁組の監護期間の終了や養子縁組、里親の委託が解除された場合に、第1子の子が再取得できるというもので、新たに今回の法改正によって加わるものでございます。

改正前の第2号から第5号までは、それぞれ1号ずつ繰り下げて第3号から第6号というふう

になるものでございます。

続きまして、23ページ、参考資料の23ページです。

第8条の規定です。

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務を再取得することができる特別の事情について定めたものでございます。

第1号につきましては、第2子が産前休暇の取得あるいは、または出産によって育児休暇を取得した後に、そのことによりまして第1子にかかる育児短時間勤務が取り消されて、その後第2子が死亡した場合、あるいは養子縁組等によって職員と別居することとなった場合に育児短時間勤務を再取得できるという規定でございます。

第3条第1号、先ほどの参考資料22ページのところですけども、3条1号の改正によりまして、第3条の1号のアまたはイに掲げる場合に表現を修正するという、第1号のところはその末尾のところ、アまたはイに掲げる場合に該当することというふうに表現を修正するものでございます。

第2号につきましては、今回の法改正によりまして新たに里親等のものが追加するものでございます。

それから、従前の第2号から第6号につきましては、それぞれ1号ずつ繰り下げるという内容のものでございます。

附則につきましては、法律の施行日と同様に平成29年1月1日というふうにしております。

以上で、82号、83号の詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、次に移ります。失礼しました。日程第15、議案第82号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第17. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第84号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第84号でございます。

これにつきましても国の法律の改正に伴いまして条例改正をするものでございます。

議案第84号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案理由の説明の詳細説明を赤松総務課長より行います。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第84号の詳細説明を行います。

参考資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

第5条の改正でございます。国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて、町長等の特別職の期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げて、年間3.15月から3.25月に改めるものでございます。具体的には6月の支給率を100分の150から100分の155、12月の支給率を100分の165から100分の170に改正するというものでございます。

附則にありますように、施行日は公布の日からとして、ことしの4月1日にさかのぼって適用するというようにしております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第84号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第18. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第18、議案第85号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議題となりました議案第85号でございます。

これにつきましては、人事院勧告に基づきまして職員の給与改定を行うというものでございます。

議案第85号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、所管いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第85号の詳細説明を行います。

参考資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

まず、11条の改正でございます。扶養手当の額の改正でございます。第2項の第2号と3号のところですが、子供と孫を分けて、孫の規定について第3号として改正前の第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げるというものでございます。内容の変更はございません。

それから、第3項の改正でございます。こちらにつきましては、現行を配偶者に係る扶養手当が1万3,000円、その他の扶養親族は6,500円、なおかつ配偶者がいない場合にその他の扶養親族のうちの1名は1万1,000円という現行の金額を改正後は、子供について1万円、その他の扶養親族については一律6,500円というふうに改めるものでございます。

それから、第12条です。

これは、新たに職員となったものに扶養親族がある場合に、任命権者に届け出ることを定めた条文でございます。第11条の改正によりまして、第11条第2項第3号の孫の規定を挿入したことによりまして、条項の改正あるいは11条第3項の改正で配偶者がいない場合の配偶者以外の人については1万1,000円この規定がなくなりますので、それに伴う条文の削除あるいは表現の修正等が内容となっております。ずっとその内容が25ページ、26ページのところにその改正内容が載っております。

続きまして、27ページのところの第21条の改正です。

これにつきましては、勤勉手当の改正でございます。第2項の支給率について再任用以外の職員を100分の80から100分の85、再任用を100分の37.5から100分の40にそれぞれ改正するというもので、再任用以外の職員につきましては100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるというものでございます。

続きまして、資料29ページからの別表第2については、今回の人事院勧告に基づく給料表の改正のところでございます。

それから、議案のほうなんですけども、附則が今回ちょっといっぱい書いてありますけども、議案のほうの給料表の一番最後のところですよ。わかりますかね、附則というのが表の末尾についてだと思いますが、そちらのほうちょっとごらんいただきたいと思います。

まず、第1項ですけども、こちらにつきましては施行期日等の規定で交付の日から施行として、



扶養手当の改正と11条、12条の届出等にかかる改正は、来年の4月1日からの適用ということになります。

それから、第2項につきましては、勤勉手当の改正と第21条第2項ですね、勤勉手当の改正と給料表の改正、別表第2、これについては、平成28年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

それから、第3項につきましては、勤勉手当と給料表の改定が今年4月にさかのぼって適用されることとなりますので、既に支給されておる勤勉手当あるいは給料については、改正後の規定による勤勉手当と給料の内払いというふうにみなすというものでございます。

それから、次に附則の第4項です。

これは、扶養手当の改正にかかる経過措置でございます。平成29年——来年の4月から平成30年3月31日、平成29年度の扶養手当の規定がそこに書いておりますけども、配偶者にかかる扶養手当は、現行ですと1万3,000円ですが、今度は一律に6,500円に改正されます。それを、平成29年に限っては1万円とするものでございます。子にかかる扶養手当については、6,500円から1万円に改正をされますけども、これを平成29年にかかっては経過措置ということで8,000円にするものでございます。

それから、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円、この規定はなくなりますけども、平成29年に限ってはそれがその1人が子供である場合は1万円、それ以外の扶養親族である場合は9,000円という経過措置を設けるというものでございます。

それから、改正前の第12条任命権者の届け出については、平成30年以降は改正条例によってなくなりますけども、29年度は今の経過措置を設ける関係でこの12条の任命権者の届け出について平成29年度は28年度同様に適用するというものでございます。

以上が、附則の説明でございます。

以上、議案第85号の詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第18、議案第85号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第19、議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第86号吉賀町税条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第86号でございます。吉賀町税条例の一部を改正する条例について。

吉賀町税条例（平成17年吉賀町条例第66号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、いわゆる過誤があったということで、今回訂正させていただくということでございますので、詳細につきましては、税務住民課長のほうから御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、参考資料の35ページ、36ページをお開きください。

議案第86号吉賀町税条例の一部を改正する条例についての詳細説明。

地方税法附則15条関係の固定資産のわがまち特例の部分です。

この改正については、平成24年度以降、徐々にと言いますか、少しずつ追加されてきたものでありまして、この附則第15条の条文の中に参酌割合というものが示されておりまして、その参酌割合を通常、特例率と言います特例割合にさしていただいております。今回出ております部分、第6項から第18項までの部分であります。これについては平成27年と28年に専決承認をさせていただいたものであります。この参酌割合の確認を誤ったということで、間違った割合で改正されたということが判明いたしました。これについては、9月だったと思っておりますが、県からのわがまち特例の税率の調査がありまして、その中でうちの税率を報告したわけですが、そこで指摘されたということでありました。今回、正しい参酌割合に再度訂正し、改正させていただきたいということでありまして。

また、6項の下線部の6項第2行目の5分の3ですか、以降の括弧前の部分については、当初からそれも漏れがあったということで、今回それも追加して修正をさせていただくということでもあります。

なお、このわがまち特例に該当する課税客体はなく、実質的な課税に対する異動修正は発生していないということでありまして、第6項から第18項までの下線部について改めて修正し改正をさせていただきたいということでありまして。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第19、議案第86号吉賀町税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第20. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、法律改正に伴いまして必要上、条例を改正するというものでございまして、詳細につきましては保健福祉課長のほうから御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

定例参考資料の37ページをお開きください。

まず、このたびの条例改正でございますけれども、平成27年11月26日、昨年ですけれども、日本と台湾の民間機関で租税条約に相当する枠組みが構築されました。このことに伴いまして上位法であります外国居住者等の所得に対する総合主義による所得税の非課税等に関する法律が平成29年4月1日より改正され施行されるということになっております。

ついては、この法律改正に伴いまして関係する所得税法や地方税法などの国内法が整備され、そのことに伴いまして当町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、議案上程をさせていただいたというものでございます。

それでは、逐条の解説を行います。

議案ほうですけれども、改正条文は17項と18項の2項を加えるというものでございまして、それ以外の部分につきましては条ずれということでございます。

まず、上段の附則第20項を附則第22項とし、という部分から19項までは、これは2項ずつ繰り下げるというもので、附則16項の次に2項加えるということでは17項と18項を加えるというものでございます。

この内容ですけど、非常に長い条文になっておりますので、条項の概略のみの説明にとどめさ

せていただきたいというふうに思います。

このたびの条例改正ですけれども、先ほど申し上げましたように日台民間租税取り決めによりまして、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び課税漏れを防止するため、外国人居住者等の所得に対する総合収入による所得税の非課税等に関する法律が改正されるということになりました。このことに伴いまして、台湾居住者の利子所得を日本国内の金融機関によって分離徴収することが可能になったということでございます。

これは、台湾の投資機関にある投資機関で台湾に居住している台湾在住の人たちが課税をされている場合と、日本国内で居住している台湾居住者がその台湾に所在する投資機関で投資をして利子配当を得ている場合には、現在課税の方法が違うという、そういう仕組みになっています。これを今回の民間の取り決めによりまして日本の法律で国内法で台湾居住者については、日本の金融機関で分離徴収をすることが可能になったということで、それがまあ結局、所得とか、利子とか、配当ですから所得の中に入ると、入り込むということで国内法の整備がされたということでございます。

17項ですが、直接的に影響のあるところだけ説明を申し上げますと、17項の最後末尾3行がでございます。または山林所得金額とあるのが、もしくは山林所得金額または特例適用利子等のということで、この部分では利子を国保の関係する所得の中に組み込みますよということございまして、18項では、最後の末尾3行でございますけれども、山林所得金額並びに特定適用配当の額、まあ配当ですね、その投資した資産から生まれた配当も所得の中に加えますということでございます。

めくっていただきまして附則ですけれども、附則につきましては、1項では所得税法の施行日を規定しておりまして、附則2項ではこのたびの国保の一部改正の施行日を規定したもので、施行日は平成29年1月1日を予定しているということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですがよろしいですか。日程第20、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第21. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第88号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております第88号でございます。

これにつきましては、人件費が主でございます、人事院勧告に伴います給与改定でございます。

平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,566万2,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9繰入金項1他会計繰入金でございますが、補正前の額が9億5,534万4,000円で、補正額が31万8,000円と、補正後の額が9億5,566万2,000円で、1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額が2,018万円、補正額が31万8,000円で、補正後の額が2,049万8,000円で、歳出の合計につきましても補正前の額が9億5,534万4,000円で、補正額が31万8,000円ということで、補正後の額が歳入と同額で9億5,566万2,000円となるものでございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいというふうに思っております。

3、歳出、1款総務費1項総務管理費目1一般管理費ということで、補正前の額が1,861万4,000円、補正額が31万8,000円で、補正後の額が1,893万2,000円ということで、財源内訳につきましては一般財源が31万8,000円、節の2給料これが5万8,000円、節3の職員手当が25万5,000円、共済費が5,000円となっております。

1ページ前にお返りいただきまして、2、歳入、9款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金で補正前の額が1億3,325万9,000円、補正額が31万8,000円で、補正後の額が1億3,357万7,000円で節の2が職員給与費等の繰入金でございます31万8,000円でございます。歳入の補正前の額が1億3,325万9,000円、補正額が31万8,000円、補正後の額が1億3,357万7,000円となるものでございます。

以上で、詳細説明なしでよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、今町長のほうから言われましたように詳細説明は行いません。  
質疑はありませんか。質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、次に進みます。

日程第21、議案第88号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第22、議案第89号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第22、議案第89号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議題となっております89号につきましても、人件費が主でございまして、人事院勧告に伴いまして給与の改定というものでございます。

平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,543万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款4繰入金項1一般会計繰入金、補正前の額が4,615万3,000円で、補正額が3万9,000円、補正後の額が4,619万2,000円で、歳入の合計でございますけれども、補正前の額が9,539万5,000円、補正額が3万9,000円で補正後の額が9,543万4,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1総務費項1総務管理費、補正前の額が646万1,000円、補正額が3万9,000円で、補正後の額が650万円、歳出の合計でございますが、補正前の額が9,539万5,000円、補正額が3万9,000円で、補正後の額が9,543万4,000円でございます。

歳出のほうの6ページをお開きいただきたいというふうに思っております。

3、歳出1款総務費1項総務管理費目1一般管理費、補正前の額が646万1,000円、補正額が3万9,000円、補正後の額が650万円で、財源内訳につきましては一般財源が3万9,000円。

節の2がこれが給料が1万8,000円、節3が職員手当が2万1,000円となるもので、補正前の額が646万1,000円、補正額が3万9,000円、補正後の額が650万円でございます。

4ページをお開きいただきたいというふうに思って、失礼しました5ページでございます。

2、歳入、4款繰入金1項一般会計繰入金目4職員給与費等繰入金、補正前の額が423万5,000円、補正額が3万9,000円で、補正後の額が427万4,000円で、節1で職員給与費等繰入金、一般会計からの繰入金これが3万9,000円ということで、補正前の額の合計でございますけれど4,615万3,000円、補正額が3万9,000円、補正後の額が4,619万2,000円となるものでございます。

これにつきましても詳細説明は行いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についての詳細説明はございません。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、日程第22、議案第89号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第23. 議案第90号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第23、議案第90号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第90号でございます。

平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,455万1,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、人事院勧告に基づきます給与改定、それとその他経費がございますので、

後から担当課長が御説明を申し上げますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款7繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億8,487万4,000円、補正額が74万1,000円で、補正後の額が1億8,561万5,000円で、歳入の合計が、補正前の額で10億6,381万円、補正額が74万1,000円で、補正後の額が1億6,455万1,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1総務費項1総務管理費、補正前の額が4,523万2,000円、補正額が74万1,000円で、補正後の額が4,597万3,000円で、歳出の合計が補正前の額が10億6,381万円、補正額が74万1,000円で、補正後の額が10億6,455万1,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第90号平成28年度吉賀町介護保健事業特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明を行います。

今回の補正の概要は、職員人件費の補正と第7期介護保健事業計画策定のためのニーズ調査に係る経費の補正でございます。

予算書の歳出の6ページをお開きください。

職員人件費につきましては、人事院の改定に伴うものでございます。

その他経費ですけど、調査委託料ですが、来年29年度から3カ年間、29、30、31年度は、全国で第7期の介護保険事業計画の改定が予定されております。吉賀町におきましては、まず、事前調査をする必要があるということで年度内着手をしたいということで、ニーズ調査を社会福祉協議会のほうに委託をするということで、その調査委託料を14万円を今回計上させていただきました。

それから、電算システムの改修負担金ですけども、これは今回東北の震災等々の影響で防災集団移転促進事業ということで、集落を移転したりする場合に新たに土地を購入した場合は、その土地の取得につきまして、介護保険税の対象の外とするということで、そのシステム開発を所得の手法を見直しをしなければいけないということで、システムの開発経費を51万5,000円計上しております。これは、島根県の共同開発から見積もりをいただいたもので、共同開発のほうでそういうシステムのパッケージをつくったものを私どものほうのソフトにシステムの中の落とし込むという、そういうものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。



○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第23、議案第90号平成28年度吉賀町介護保健事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第24. 議案第91号

○議長（安永 友行君） 日程24、議案第91号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） これにつきましても、人事勧告に伴います給与改定でございます。

これにつきましては、節内での組み替えということになっておりますので、よろしくお願ひします。

議案第91号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,101万4,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表第1歳出予算補正、歳出、款1総務費項1施設管理費、補正額これいわずでございます。組み替え、いわゆる節内の組み替えでございますので、歳入も歳出も異動はございません。

3ページをお開きいただきまして、歳出のほうでございますけれども、3歳出1、款総務費1項施設管理費、補正前の額が1,245万1,000円で、補正額が3万9,000円、補正後の額が1,249万円で、財源内訳につきましては、一般財源が3万9,000円、節の2給料、これが1万8,000円、節3が職員手当で2万1,000円、節3でございます、目と節との中の繰り替えでございます。目2の財産管理費、補正前の額が3,325万4,000円で、補正額が減額の3万9,000円、補正後の額が3,321万5,000円で、財源につきましては3万9,000円を減額するといういことで、節の25が積立金のうち3万9,000円を減額させていただくということで、補正前の額、補正後の額、総額につきましては変わりはないということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第24、議案第91号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

ここで、昼休み休憩といたします。午後は1時から開会といたしますのでよろしくお願いします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

---

#### 日程第25、議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第92号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第92号の御説明を申し上げます。

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ429万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,442万4,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、やはり人勸の関係での給与改定、それとその他経費ということでございますので、後ほどまた詳細につきましては、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1項1他会計繰入金、補正前の額が1億984万円、補正額が432万5,000円、補正後の額が1億1,416万6,000円。

款4国庫支出金項1国庫補助金、補正前の額が1,509万3,000円、補正額が減額の1,509万3,000円全額です。

それから、款の5県支出金項1県補助金、補正前の額がゼロ円でしたが、補正額

が956万1,000円で、補正後も同額となっております。

款8町債項1町債、補正前の額が1億1,440万円、補正額が550万円、補正後の額が1億1,990万円、歳入の合計で補正前の額が3億7,013万1,000円、補正額が429万3,000円で、補正後の額が3億7,442万4,000円となるものでございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1簡易水道事業債項1施設管理費、補正前の額が1億2,019万9,000円、補正額が429万3,000円、補正後の額が1億2,449万2,000円、款2建設改良費、補正前の額が1億3,603万6,000円で、これは同額となっております。歳出の合計が補正前の額が3億7,013万1,000円、補正額が429万3,000円、補正後の額が3,744万2,400円でございます。

第5表、地方債補正、起債の目的、1簡易水道事業債、補正前が6,850万円、補正後が7,150万円、起債の目的2の過疎対策事業債、補正前の額が4,590万円、補正後の額が4,840万円となるものでございます。借り入れ等、償還の方法等、利率等につきましては、補正前を同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから議案第92号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明をさせていただきたいと思っております。

議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

002職員人件費でございますけれども、これは人事院勧告に伴う給与改定でございます。

050その他経費でございます。合計いたしますと420万3,000円でございます。施設修繕料でございます。87万5,000円でございます。これにつきましては、高尻簡易水道施設の伊勢原浄水場でございますけれども、送水流量メーターが壊れております。この送水メーターの交換費といたしまして87万5,000円を計上させていただいているというところでございます。

それから、水道施設修繕工事費でございます。金額といたしまして332万8,000円でございます。これにつきましては、福川地区簡易水道施設でございまして、1件でございますけれども、Iターンの方が家を買われました。その家を町の補助金と担い手補助金等で、失礼をいたしました。吉賀町空き家活用集落担い手確保事業補助金等利用いたしまして改修をいたしました。そのときに、その工事を請け負いました工務店のほうより連絡をいただきまして、非常に水圧が

低いということで確認をしていただきたいという内容でございました。こちらのほうで直ちに調べましたところ、静水圧で0.12メガパスカル、気圧で申し上げますと1.2気圧でございました。水道の設計指針におきましては0.15から0.2メガパスカル、つまりは1.5気圧から2気圧で最低圧を決定をしているということで、その最低圧力に達していないということが判明をいたしました。これにつきまして増圧工事を行いまして、規定の最低圧力で増圧あってあります0.15から0.2メガパスカルを確保したいということで、本日332万8,000円の修繕工事を実施したいというものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第25、議案第92号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第26. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第93号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは続きまして、議案第93号でございます。

平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,295万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、人事院勧告によります給与改定となっておりますところでございます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が1億3,127万9,000円、補正額が4万円で、補正後の額が1億3,131万9,000円で、歳入の合計が補正前の額が2億4,291万9,000円、補正額が4万円、補正後の額が2億4,295万9,000円でございます。

1 ページをお開きください。

歳出でございます。款1 下水道事業費項1 施設管理費、補正前の額が5,526万6,000円、補正額が4万円、補正後の額が5,530万6,000円で、歳出の合計が補正前の額で2億4,291万9,000円、補正額が4万円、補正後の額が2億4,295万9,000円となるものでございます。

あとは6 ページをお開きいただきたいと思います。

3 歳出、1 款下水道事業費1 項施設管理費目1 施設管理費、補正前の額が5,526万6,000円で、補正額が4万円、補正後の額が5,530万6,000円で、財源内訳といたしましては、一般財源が4万円ということで、節の2 給料で2,000円、節の3 の職員手当で3万8,000円ということでございます。補正前の額が総額で、失礼しました。済みません、1 ページ返っていただきまして、歳入でございます。

2 歳入、1 款繰入金1 項他会計繰入金目1 一般会計繰入金、補正前の額が1億3,127万9,000円で、補正額が4万円、補正後の額が1億3,131万9,000円で、節の1 の一般会計繰入金で4万円ということになります。

詳細説明はこれとございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第26、議案第93号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第27. 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第94号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして94号でございます。

平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,186万8,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、人事院勧告によります給与改定でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第表1歳入歳出予算補正、歳入款1繰入金項1他会計繰入金、補正前の額が4,407万3,000円、補正額が29万8,000円、補正後の額が4,437万1,000円、歳入の合計が6,157万円で、補正額が29万8,000円で、補正後の額が6,186万8,000円となるもので、1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1農業集落排水事業項1施設管理費、補正前の額が2,094万7,000円、補正額が29万8,000円、補正後の額が2,124万5,000円で、歳出の合計が補正前の額が6,157万円、補正額が29万8,000円で、補正後の額が6,186万8,000円となるものでございます。

それでは、6ページの歳出でございます。

3歳出、1款農業集落排水事業費1項施設管理費目1施設管理費、補正前の額が2,094万7,000円、補正額が29万8,000円、補正後の額が2,124万5,000円で、財源内訳としましては一般財源が29万8,000円、節の2給料が4万2,000円、節の3で職員手当が23万5,000円、節の4で共済費が2万1,000円となるものでございます。

1ページ返っていただきまして、歳入でございます。

2歳入、1款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金、補正前の額が4,407万3,000円、補正額が29万8,000円で、補正後の額が4,437万1,000円で、節の1の一般会計繰入金ということで、一般会計から29万8,000円を入れるものでございます。

詳細説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 歳出の内訳を見ますと、時間外勤務手当というのがまあ20万円、そうとうふえとるんですが、それだけ職員に負担を与えたということでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

下水道の農業集落排水事業でございます。現在やっております職員が、今水道の会計、それから下水道の会計、それから農業集落排水の会計、会計と申しましたが、料金でございます。料金の計算をしておるところでございます。新しく課にありまして異動ございました。水道の事業と

いたしましても多くが係が変わったわけでございまして、それまで私が料金計算をしておりましてけれども、新しく職員がなったわけでございます。そういった中でなかなか要領も難かしゅうございます。それから、事業等ももっておったということで、日々の管理のほうもっております。そういった関係で、どうしても仕事のやりくり等しながら我々としても事業のとり、それから合わせを行ってきたわけでございますけれども、結果的には超勤等がふえてしまったということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいようですので、質疑がないようですので、本件、日程第27、議案第94号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留して、次に進みます。

---

#### 日程第28、議案第95号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第95号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。（「一般会計」と呼ぶ者あり）うん、違うのかな（「いいんですね」と呼ぶ者あり）まだ、議題を上程しておりませんので、読んどらんということは、不規則発言ではありませんが、よろしくをお願いします。

平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。（「動議よ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってよ。（「動議よ」「動議」と呼ぶ者あり）動議か、動議と言ってください。はい、どうぞ。

○議員（10番 庭田 英明君） 動議を提出いたします。

内容は、この補正予算にも予算が出ておりますけれども、昨日、本日のことで新聞報道されました領家旅館の建築確認申請前の着工ということで、少し予算に入るまでに詳細な説明をいただきたらと思いますので、御配慮いただきたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） ただいま庭田議員より動議が出ましたが、賛成者もありますので、それを議題といたします。

ただいま10番議員から提出されましたサンエムが行っておる領家旅館の新聞等で皆さん御存じでしょうが、確認申請の件について事前に説明をとのいう動議でございます。その件について賛成の方は、挙手してください。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数で動議は成立したものとみなします。なお、10番議員に申しませんが、提案理由の説明をした後に、その件について町長のほうから説明をさせますのでよろし

いですか。

○議員（10番 庭田 英明君） はい。

○議長（安永 友行君） そいじゃあ、中谷町長、その辺をよろしくお願いします。

まず、本件についての提案理由の説明をいただきまして、ただいま動議が成立しました件について説明をいただきますようお願いいたします。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第95号の御説明を申し上げます。

平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,534万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,124万5,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正による。

地方債の補正第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成28年12月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、今回の補正につきましては、大きいもので財産管理費として備中屋跡地の関係の舗装の予算、また先ほど動議が出されましたけれど、そうした今の改築または三セクによるこれですね、それとあと企業誘致関係等々大きな金額がございます。小学校費の空調施設等々がございますのでよろしくお願ひしたいと思っておりますけれど、今の動議が出ましたので、のちほど三セクを担当しております企画課長のほうから御説明を申し上げますけれど、1ページをお開きいただきまして、第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9地方交付税項1地方交付税、補正額だけ申し上げますけれど8,660万5,000円、続きまして、款11分担金及び負担金で項の2の負担金で38万4,000円、それから款13国庫支出金項1で1,672万8,000円、項の2で国庫補助金が5,363万2,000円、款14県支出金項1の県負担金で941万9,000円、項の2県補助金が11万1,000円、款17繰入金項2基金繰入金が減額の68万7,000円、款19諸収入項5の雑入で55万円、款20町債項1町債、これが9,860万円で歳入の合計が補正前が70億2,590万3,000円、補正額が2億6,534万2,000円で、補正後の額が72億9,124万5,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款1議会費項1議会費4万7,000円、款2総務費項1総務管理費4,552万7,000円、項2徴税费37万2,000円、項3戸籍住民基本台帳費が8,000円。

款3民生費項1社会福祉費が3,884万1,000円、項2児童福祉費が3,644万7,000円。



款4衛生費項1保健衛生費が487万1,000円、項2清掃費95万9,000円。

款6農林水産業費項1農業費132万7,000円、項2林業費が20万6,000円。

款7商工費項1商工費326万6,000円。

款8土木費項1土木管理費48万7,000円、項2道路橋梁費が204万3,000円。

款9消防費項1消防費がこれはゼロでございます。

款10教育費項1教育総務費が263万9,000円、項2小学校費6,518万9,000円、項3中学校費が644万5,000円、項4社会教育費が1,259万5,000円、項5保健体育費が4,407万3,000円で、歳出の合計が補正前が70億2,590万3,000円、補正額が2億6,534万2,000円で、補正後の額が72億9,124万5,000円でございます。

2ページをお開きください。

第5表地方債補正、起債の目的でございます。合併特例事業債が補正前が3億5,530万円、補正後の額が4億1,150万円、起債の目的2の過疎対策事業債、補正前の額が6億6,640万円、補正後の額が7億880万円で借り入れ償還の方法、利率等につきましては補正前と同様となっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員、会計予算の中にその確認申請のことじゃないんですがあるんで、それを先詳細説明を済ましてからさしてほしいと執行部のほうから申し出があったんで、その後に先ほど動議が成立した件については、町長のほうから説明してもらおうというんでよろしいです。ちょっと変えたんで、それじゃあそういうふうにしますんで、担当課長から詳細説明を先に行います。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第95号一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を行います。

今回の主な内容ですけど、歳入では臨時福祉給付金の国庫金が3,221万2,000円、学校施設環境改善交付金2,142万円、一般会計に係る普通交付税8,660万5,000円等でございます。

歳出では、臨時福祉給付金の3,221万2,000円、施設型保育給付事業3,536万4,000円、小学校の改修費6,518万9,000円、大野原運動広場の改修費4,369万5,000円などが主なものでございます。

詳細説明の前に給与費明細のほうから最初説明させていただきたいと思います。

22ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず1の特別職です。長等の期末手当26万9,000円と共済費の3万7,000円ですけど

も、こちらにつきましては条例のほうで特別職の条例改正によります期末手当と支給率を改正するものでございますけども、それに伴う補正でございます。

それから、その他の特別職、報酬28万5,000円、これにつきましては、真田の交流センターの宿日直の報酬の増でございます。

それから、一般職のところです。

22ページの総括、給料のところ比較覧を見ていただきますと、給料職員手当。共済費それぞれありますけども、給料の76万6,000円につきましては、23ページの右上のところですが、給与改定に伴う増減ということで、今回条例改正をお願いします人事院勧告に伴う職員給与条例の改正等によるものでございます。76万6,000円。

それから、職員手当、合計で717万8,000円ですけども、これの内訳につきましては、23ページのその下のところの職員手当ということで、給与改定に伴うものが285万3,000円、それからその他が432万5,000円ということで、そのうち退職者に伴う増減、これは退職手当の特別負担金ですけども201万6,000円。

それから、条件変更に伴う増減、これは出産によります扶養家族がふえたことによるものでございます。

それから、事業に伴う増減227万円、これは時間外手当の増でございます。その内訳につきましては、22ページ下のところにありますけども、扶養手当については先ほど申したとおりでございます。期末手当と勤勉手当、これにつきましては人事院勧告によるものです。時間外は先ほどの事業に伴う増というところで説明したとおりです。

それから、児童手当につきましては、これも扶養者がふえたこと等によるものでございます。

退職手当組合の負担金は、これは特別負担金とそれから人事院勧告に伴う負担が増加するものでございます。

それから、23ページの(3)給料及び職員手当の状況ということで、これにつきましては、今回の給与改定による補正前と補正後を比較したものでございます。以下ずっと、最後のところまで同様に今回の補正前、要は給与改定が行われる前と給与改定が行われた後でどんだけ変わっているかというものを比較した表でございます。また、後ほど見ていただいたらと思います。

それでは、詳細説明に移りたいと思います。

歳出予算のほうからお願いをします。

10ページのところからです。

それでは、まず職員人件費につきましては、先ほど言いましたように給与改定とそれから時間外手当の増ですので、これについては飛ばして説明をさせていただきます。

それでは、総務費のところから行きます。真中下当たりのところ050その他経費です。社会

保険料は臨時非常勤等の年間の見込み額が不足するものでございます。191万8,000円。

それから、町長交際費、これはことし特別葬祭に係る経費が多く出ておりまして、もう12月で底をついておりますので、今回50万円の補正をさせていただきたいというものでございます。

それから、職員採用試験につきましては、現在二次募集をかけておりますけれども、それに係る経費でございます。

続きまして、財産管理費で、005その他財産維持管理費、建設工事費1,300万円、これにつきましては旧備中屋跡地への駐車場整備への工事費でございます。

それから、基金積立金、ふるさと創生基金積立金1,025万円の減額になっておりますけれども、これにつきましては参考資料の39ページのところに財源の有効活用事業の一覧がつけておりますけれども、今回の12月議会で財源の有効活用事業としております1,025万円について、ふるさと創生基金積立金を減額して、そちらのほうに充当するというものでございます。

続きまして、11ページです。

企画費、目企画費のですが、004定住対策事業費、サンエム定住促進施設建設資金貸付金、これは先ほどから議題になっておりますサンエムの改修工事に係る貸付2,500万円でございます。

それから、011企業誘致対策事業費、企業立地促進助成金、これは3社分設備投資等初期投資に係る助成要綱に基づくものでございます。1,100万円でございます。

それから、財源内訳のところを見ていただきたいのですが、今回、過疎債とかふるさと創生基金をかなり複数の箇所を増減をしておりますので、その内容については、歳出のところでも申し上げたいと思います。

まず、企画費、町債で1,030万円増額になっておりますけれども、これにつきましては過疎ソフトです。中身はUIターン促進が1,000万円と萩・石見空港の支援に当てる30万円でございます。

繰入金は1,341万7,000円増額となっておりますが、これはふるさと創生基金の増額で、地方創生事業に充当するものでございます。内容は、先ほどありました旧領家旅館の改修工事の貸付金2,500万円。

それから、UIターンの対策は、これは減額ですが、1,128万3,000円。

それから、萩・石見空港の負担金、これも減額で30万円。差し引きして1,341万7,000円となるものでございます。

それから、次の目の10自治振興費、これも財源の更正ですが、1,000万円の減額につきましては、過疎ソフトの減で、自治振興交付金に充当しておりましたものが減額とするものでございます。

続きまして、税務総務費です。人件費は飛ばして、050その他経費、これは職員の普通旅費でございます。

それから、次は、12ページのほうに移っていただいて、民生費で、社会福祉費の社会福祉総務費です。真中どころ014臨時福祉給付金（経済対策分）事業費です。前段の時間外手当から電算機器リース料までは、事務経費です。

それから、臨時福祉給付金2,850万円、これにつきましては、1万5,000円の1,900人分を見込んでおります。これ給付金も事務費も全て国、国庫で国の交付金で賄いますので持ち出しはございません。

それから、050その他経費ですが、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費につきましては、地域包括ケアシンポジウムに係る経費でございます。

普通旅費は職員の普通旅費が不足するものでございます。

それから、財源の内訳のところ、12ページの左側のほうですけども見ていただきますと、国庫支出金が3,221万2,000円、これは先ほどの給付金に係る事業10分の10でございます。

それから、町債の150万円の減、これは過疎ソフトにかかるもので、シルバー人材センターの運営事業150万円を減額するものでございます。

続きまして、13ページ。

高齢者福祉費で017老人ホームの入所措置事業費で普通旅費は入所判定委員会の旅費です。

それから、老人ホームの入所措置費、これは年間見込み額が不足が見込まれますので、222万3,000円を補正するものでございます。

それから、繰出金は飛ばして、027デイサービスセンターの管理費、維持補修工事費ですが、六日市デイサービスセンターの浴室内の給湯管が破損による取りかえ工事でございます。151万3,000円、こちらにつきましては、財源の有効活用事業を充当させていただいております。

次に、障がい者福祉費、これは財源の更正です。

町債60万円の減は過疎ソフトです。

腎臓機能障がい者の通院費助成事業を60万円減額するものでございます。

それから、次に障がい者自立支援費で006地域生活支援事業、施設修繕料、これはよしかの里のトイレのドアあるいはエアコンの修理費でございます。58万2,000円、こちらにつきましても財源の有効活用事業を充当しております。

それから、財源の内訳ですけども、町債が120万円減となっておりますが、これは過疎ソフトで精神障がい者の通院費助成事業に充当するものを120万円減額するものでございます。

続きまして、児童福祉費で児童福祉総務費、013地域子育て支援拠点事業費、これは国・県ともに平成27年度補助金の精算による償還金でございます。

それから、次に保育所費です。人件費は飛ばして、14ページ、010施設型保育給付事業費、保育所運営費負担金3,454万4,000円、これにつきましては、保育単価の増額とゼロ歳児、1歳児の中途入所者の増加によるものでございます。

それから、国・県の還付金は、これも同様に平成27年度の精算による返還金でございます。財源の内訳につきましては、前のページ13ページの下のところの左側のところにあります。国庫支出金が1,672万8,000円、県支出金が953万円、これは先ほどの保育所の運営負担金が増額することに伴うものでございます。

それから、14ページの衛生費です。保健衛生費の保健衛生総務費は、人件費ですけども011の簡易水道の繰出金の中で伊勢原浄水場の修繕費につきましては、財源の有効活用を活用しておりますので、繰出金の中にそれを充当しております。

それから、さらに財源の内訳を見ていただきますと、町債が910万円の増となっておりますが、これにつきましては簡水会計の繰り出しが過疎ソフト分が430万円の減と医療従事者確保対策事業が1,340万円の増で、差し引きして910万円の増となるものでございます。

繰入金にはふるさと創生基金で地方創生対策事業の第二次救急医療負担金に充当するものが減額となって380万4,000円減額するものでございます。

それから、母子衛生費の財源のところですが、これも町債は過疎ソフトです。妊産婦の通院費助成事業を210万円増として、逆にふるさと創生基金を減額するというものでございます。

それから、次に清掃費のごみ処理費、040団体負担金ですけども、広域の事務組合への負担金、搬入の実績等に基づきまして追加の負担金の計上でございます。

続きまして、15ページ。

し尿処理費、これは財源の更正で町債の減は過疎ソフトの減です。これは、浄化槽の維持管理費の補助金に充当するものを減額するものでございます。

それから、次は農林水産業費の農業費で目の3の農業振興費、これは財源更正ですが、町債260万円減、これは農地利用集積事業に対する過疎ソフトの減でございます。

続きまして、農地費です。一番下の034農業競争力強化基盤整備事業費、測量業務委託費、これは真田地区の地形図の作成業務で面積がふえたことによる増で34万3,000円でございます。

続きまして、16ページ。

林業費は人件費だけですので、商工費です。商工振興費の財源更正ですけども、過疎ソフト640万円の減、これにつきましては、住宅改修事業が400万円と地域経済活性化事業が

240万円の減、ともに減で合わせて640万円減額するものでございます。

続きまして、観光費004健康増進交流促進施設管理費、施設修繕料はゆ・ら・らの浴室の床タイルの滑りどめをするものでございます。29万1,000円。

それから、施設備品購入費はレストランのティーディスペンサーって言いまして、何と言いますか、給湯器、お茶の給湯器みたいなもんですけど、その購入費です。これの29万1,000円、58万1,000円ともに財源の有効活用とさせていただきます。

それから005観光施設管理費、建設工事費、これは河津折元線に入ったり出たりするときの誘導看板を設置するものでございまして、これも財源の有効活用を活用しております。50万6,000円でございます。

それから、続いて都市農村購入費006交流センター管理費、これは真田の交流建設センターの利用者がふえておりますので、それに伴う宿日直の報酬、嘱託職員の報酬を28万5,000円増額するものでございます。

それから、022墨田区等交流事業費ですけども、これは墨田区が行いますグリーンマルシェ墨田というイベントの出席の旅費と次ページのほうはそれに係る出展の委託料でございます。

17ページのほうで026スポーツ文化交流促進事業費、これはスポーツ文化等で町内の宿泊施設を利用した時に助成をするものでございますけども、2,000円の600人分を追加して120万円計上するものでございます。

続きまして、土木費です。土木管理費の土木総務費、003の下水道事業のところなんですけども、財源の内訳で町債60万円減となっております。これにつきましては、下水道施設台帳整備に係る繰出金に対する過疎ソフトを当てておりましたけども、これが60万円減額となるものでございます。

それから、17ページ下の道路橋梁費のところ。003道路維持管理費、事業委託料につきましては、これは橋梁点検の委託料なんですけども、道路維持管理費から次のページの橋梁維持の管理費へ組み替えるものでございまして、道路維持のほうは500万円減額して、18ページの一番頭の橋梁費のほうに500万円を増額するというものでございます。

それから、17ページ一番下の維持補修工事費につきましては、町道白井線の落石防止対策工事170万円でございます。こちらのほうは財源の有効活用事業を活用しております。

続きまして、18ページの道路橋梁新設改良費です。032元町丸町線改良事業。

それから、次の043夜打原相生線交通安全施設整備事業ですけども、これはどちらも社会資本整備交付金の事業を活用しておりまして、その事業内での組み替えでございまして、元町丸町線のほうは薄層舗装工事で1,300万円の充当でございます。

それから、夜打原相生線は相生橋の側道橋の架設工事、こちら1,300万円の減額でござい

ます。

それから、その財源のところですけども、町債390万円減となっておりますが、これは町道夜打原相生線の事業費が減額に伴うものでございます。薄層舗装は起債の対象となりませんので、390万円ハードのほうが減となるものでございます。

それから、消防費です。災害対策費は財源更正ということで240万円町債減となっておりますが、過疎ソフトで自主防災組織の活動事業に充当する過疎ソフトを240万円減額するものでございます。

続きまして、教育費です。教育総務費の事務局費、事業のほうは19ページです。

010新入学お祝い事業費、これは全員協議会で説明があったとおりでございますけども、制服、体操服の購入費に対する助成、報償用物品費86人分、86万円でございます。

それから、消耗品から通信費までは事務費です。

それから、参考資料の40ページのほうに要綱案がつけておりますけども、支給対象等に若干変更が全員協議会のときよりか変更となっておりますので、また後ほどごらんいただいたらと思います。

それから、027吉賀高校魅力化支援事業費、通信運搬費ですが、これは吉賀高校の通学費の助成で、これが年間見込み額が不足が見込まれるということで115万3,000円を補正するものでございます。

それから、事務局費全般にわたる財源内訳、18ページの下のところの左側のところなんですが、町債920万円増となっております。これ過疎ソフトです。吉賀高校の魅力化支援事業に100万円、サクラマス・プロジェクト事業に820万円充当するというので、計920万円でございます。

それから、繰入金のほうは、ふるさと創生基金を減額するものでございます。中身はよしか塾の事業が520万円の減、それからサクラマス・プロジェクトの事業が300万円の減ということでございます。

それから、19ページに戻っていただきまして、小学校費です。小学校管理費023小学校施設設備事業費、これは小学校、各小学校に空調設置をする工事の今度あと監理のほうの委託料92万9,000円と改良工事費6,426万円でございます。これに係る財源につきましては、左側のほうを見ていただきますと国庫支出金学校施設環境改善交付金が2,142万円、町債は、補正予算で過疎債のハードを340万円当てておりましたけども、これを全部減額しまして、合併特例債に振り替えて4,480万円計上するものでございます。

続きまして、20ページです。

中学校費の021中学校施設整備事業費、改良工事費です。これは全員協議会で説明があったとおりでございます。644万5,000円の増額をするものでございます。

それから、財源のところを見ていただきますと、この事業費が増額することによりまして、過疎債のハードのほうを650万円増額するものでございます。

それから、次に社会教育費で、社会教育総務費023サクラマス交流センター整備事業、これも午前中の全員協議会で説明したとおりで、1,200万円の増額でございます。

それから、024サクラマス交流センター管理費につきましては、初期の消耗品費の購入と光熱水費からケーブルテレビの受信料までは3月の1カ月分を見込んで計上するものでございます。それから、検査手数料は調理員等の検便でございます。

それから、財源は町債が1,130万円となっておりますけども、過疎ソフトを10万円、地域教育力向上事業10万円減額しまして、あとはサクラマス交流センターの建築費の増による合併特例債の増額が1,140万円でございます。

それから、次に保健体育費で保健体育施設費004柿木体育館の管理費、施設修繕料は地絡過電圧継電器の修繕料ということで37万8,000円でございます。こちらも財源の有効活用事業を活用しております。

それから、010大野原運動交流広場管理費、具体的に21ページのところですけども、施設修繕料は管理棟の浄化槽の修繕と、それからゴルフ場の照明器具の修繕費49万5,000円でございます。こちらも財源の有効活用事業としております。

それから、改良工事費はグラウンドゴルフ場の整備4,320万円でございます。財源につきましては、グラウンドゴルフ場の整備に過疎債のハードを4,320万円充当をしております。

それでは、続きまして歳入のほうで、7ページに戻っていただきたいと思います。

まず、地方交付税ですけども、今回の歳出の補正に係る一般財源部分につきましては普通交付税を8,660万5,000円充当しております。これによりまして、普通交付税の決定額から12月補正までの予算計上額を引いた留保額が4,209万7,000円となっております。

それから、次に分担金及び負担金で、民生費負担金ですけども、老人施設措置費負担金、これは老人ホームの入所措置費がふえたことによる本人負担分が38万4,000円でございます。

それから、民生費国庫負担金は保育給付費が増加したことのこれに伴う1,672万8,000円でございます。

それから、民生費の国庫補助金、これは臨時福祉給付金、給付費と事務費それぞれ10分の10、3,221万2,000円でございます。

それから、国庫補助金は学校施設環境改善交付金、これは小学校のエアコン等の設置工事ですが、3分の1でございます。

それから、8ページ、民生費の負担金、県負担金です。941万9,000円、これは保育給付費が増加することによるものでございます。



それから、県補助金の第3子以降保育料軽減事業、これも先ほどの保育給付のところに含まれております、これも増額となった部分の歳入部分です。

それから、ふるさと創生基金の繰入金68万7,000円減額になっていますが、歳出のところで地方創生事業の関係で増減がずっと言いましたけども、それをトータルして68万7,000円減額するというものでございます。

それから、諸収入の雑入につきましては、消防団員安全装備品整備等助成ということで、消防団員の安全靴の購入に対する助成金55万円でございます。

それから、次に町債です。こちら先ほど歳出のところでそれぞれ説明をさせていただきましたので、中身については省略をさせていただきます。

以上で、詳細説目を終了させていただきます。参考資料のほう説明しませんでしたけども、39ページには財源の有効活用事業の一覧表つけておりますので、見ていただいたらと思います。今年度の事業費6,312万1,000円で、今回9事業、1,025万円に充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長からの予算案に対する詳細説明が終わったことですが、先ほどの動議の成立したとこととでございますので、町長のほうから説明をいただき、その後詳細説明等を課長からあるかと思いますが、中谷町長お願いします。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） まあ、あんまり説明にはならんのですが、この件につきましては6日の日に企画課長のほうから、今の領家旅館の工事が中止命令が出たというようなことをマスコミから連絡があったので、町長知っておるかということでございました。私は、承知しておりませんので、まあ事業は株式会社サンエムがやる事業でございますので、そちらの社長のほうに聞いてくれということで、その後企画課長のほうからサンエムのほうの社長にお聞きしても、社長も知らなかったという状況でございました。社長が知らないということであれば、現場の設計監理、そして現場の施行者、これに聞く以外にないので、企画課長のほうから連絡を取りながら設計士等から事情を聞いたということで、私どもとすれば寝耳に水というところでございます。6日の日にそういったような状況で、その後いろいろ連絡取りながら対処したということにつきましては、企画課長のほうから時系列で今から御報告申し上げますので、よろしく願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課長の深川です。

今、町長の報告の詳細について説明をさせていただきます。

まず、大きく3点について説明させていただきます。

まず、1つは町で把握、私に対応、私なり企画課員が対応した内容、それとその後事業主体であるサンエムのほうから聞き取った内容、それと現在の進行状況について説明させていただきます。

す。

今、町長が申し上げたとおりでございますが、まず12月6日木曜日でございます。木曜日でもいいですかいね、水曜日ですね、失礼しました。12月6日水曜日でございますが、私のほうへ報道関係者のほうから今の改修事業が中止となったが、事実か、町は把握しているかという問い合わせがあったことからこの発端となっております。

その日の夕方、サンエムのほうに聞き取りをしまして、現在のところそのような状況は聞いてないということで報告を受けました。ただ、報道からの連絡もあったものなので、私のほうでその日は事実関係の把握に努めたところでございますが、これ以上の進展はございませんでした。そこで、サンエムのほう依頼しまして、建築会社のほうとよく聞き取りを行った上で明日報告してくださいということで6日は終わっております。

それで、7日の午前中サンエムのほうから報告がございまして、6日に建築会社と益田県土整備事務所の担当職員が現地を確認を行ったと、それで詳しいことは後で説明いたしますが、その場で工事を一旦中断をするようにという指示を受けたので、建築事務所のほうから指示を受けたので、建築会社のほうから今施工している会社のほうへ一旦中断するようにというのが、と言う命令を行ったというのが6日にあったということが、7日になってわかったということでございます。

まだ、ばたばたしている状況ではございましたが、その中でサンエムのほうへ連絡、報告をきちっと整理してするようにというお願いをしまして午前中は終わっております。昼になりまして、報道関係者が2社、また問い合わせがありました。このようなことを聞いたが本当かどうかということですが、事業主体がサンエムでございますので、ちょっと詳しいことが我々も直ぐ今分かっておらんので、サンエムのほうへ直接取材をされたらいかがですかということも提案しまして、その報道2社はどうも建築事務所のほうへ直接取材をしたようです。その益田県土整備事務所へ取材した内容と今の建築士へ取材した内容が昨日の新聞で2社載っておりますが、その内容になったようです。

そのときには、もう既にサンエムのほうは事態を把握、ほぼ把握しておりまして、建築士のほうと調整をして、調整と言いますか、顛末を整理していたようです。本日、失礼、昨日ですねサンエムのほうから町のほうへ報告書が上がってまいりまして、それで今整理をしている段階というところでございます。

これが、町で把握している時系列でございます。町で把握しているというか、私に対応した時系列でございます。

きのう付でサンエムから上がってきた状況の報告でございますが、建築士さんの対応としては、12月6日に事案が発生して、11時ごろ益田県土整備事務所の方と立ち合いをして工事が一旦

中断した、進めないように注意を受けたのでそのように指示をしたというところでございます。

12月6日午前中のうちに施工業者と事案の説明をして、直ちに工事を中止したというところ  
です。そのあくる日7日の午前に益田県土整備事務所でいろんな調整をしていたところ、今の報  
道2社から直接取材を受けたというところでございます。建築士さんが取材を受けた内容は、  
もう新聞に掲載されているとおりでございますが、手続上の問題があったということで認識して  
いるというところでございます。

今回の手続と言いますのは、2つございまして、島根県建築基準法施行令、失礼しました施行  
条例第6条に規定します敷地と道路との関係の手続、それと用途変更と載っておりますが、建築  
基準法第87条に基づきます用途変更の手続、この2点でございます。一般的には、県の手続と  
しましては、まず前段の条例の手続が完了した後に建築基準法の用途変更の手続をするのが通例  
だそうです。もちろんいきなりするのではなくて、今回の事案につきましても用途変更の事前協  
議はぜひぶんもう9月以降行っておりまして、実態としては県のほうへ預けていた状態というこ  
とでございます。

先ほど言いました条例の認定が取れば、受けつけていただけるということで、きのうの報道  
の時点では受けつけが終わってなかったという状況でございます。

現在の進行状況ですが、12月8日付で前段の島根県建築基準法施行条例の認可のほうは下り  
していると聞いております。自動的に本日付で建築基準法の用途変更に基づく書類は受けつけてい  
ただく予定ということで聞いております。まだちょっと受けつけたかどうかの確認は取れており  
ませんが、受けつけていただく予定ということになっております。

それで、ただ今回、事前着手ということで島根県から指摘がありましたので、それなりの顛末  
書を作成する必要があると聞いておりますが、それが受理できれば、早くて来週には許可が出る  
んじゃないかという今の建築士さんの見込みでございました。

以上ですね、町で把握していた状況と建築士さんからのうちへ報告があった内容、サンエムか  
ら報告のあった内容、それとどういう手続が必要であったのかということについて報告さしてい  
ただきました。

今回の貸付金予算計上さしていただきましたが、仮に議決いただいた場合におきましても、こ  
の各種手続が全て正当になされた上で実行するということはもちろんでございますので、今後注  
意しながら進めていきたいと思っております。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、一般会計補正予算の説明と、先ほどの動議に関する説明が終わ  
りました。ここで10分間休憩します。

午後2時08分休憩

午後 2 時 18 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 28、議案第 95 号の一般会計補正予算について説明等は終わりましたが、質疑が行っておりませんので、ただいまから質疑を許します。質疑はありませんか。2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 私はくどいようですが、20 ページの社会教育費の社会教育総務費 023 サクラマス交流センター整備事業費の 1,200 万円についてお尋ねします。

今朝ほどの説明である程度木材の材積がふえるということについては、議会も承認したということをやむを得ないんですが、この説明書の中に一応、私が指摘したので撤回されましたが、震災等による木材価格の高騰とありました。基本的に設計変更にかかる場合には、元設計額と変更設計の場合の木材単価については変わりはないはずですが、ただ、ここに震災等による木材価格の高騰という文書があるということは、そういうことが織り込まれているのではないかなという心配を危惧をしております。その辺りについて開示請求でもしたいのですが、まず、その前にどういう状況かお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

御指摘のとおりでございます。設計の変更の理由には該当しません。ですので、設計ですので、数量と単価で設計金額と比較するのはしななきゃいけないんですが、今その作業中でございます。その詳細のところはまだ今出てないのが事実です。

ですので、今度変更契約の時には、必ずその数量は出さなきゃいけないと思いますけども、現段階では価格との差額ということで今この資料を出させていただいたところがございますので、先ほど数量、ロス率等の数量もまだ不確定だということで、きょうも訂正させていただきましたけれど、そういう状況でございます。ただ、価格でそういった差異が出ているということは事実なんですけども、それが設計変更というなるものじゃございませんので、それは議員御指摘のとおりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 15 ページの農地費の 034 農業競争力強化基盤整備事業費ということで、測量業務委託料が計上されておりますが、このこれは真田地区の基盤整備というんですか、ということで聞きましたが、真田地区については今、よしかみらい、いわゆるサッカー場ですね、ができとるんですが、それに伴ってあの周りを施設を広げてほしいというような要望も出ておりますが、そこでこの基盤整備事業について範囲を狭めるとか、そういう可能性があるのかどうかお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

現段階ではまだ計画を始める段階でございます。今回、補正をお願いした分につきましては、計画をするための地図をつくるという作業でございまして、現在のところの位置を確認して、現在のところの地図を起こしているという作業でございます。

それにつきまして、当初は範囲的に決めていた範囲よりも調査をしていくと若干広めにとらなきゃいけないということが出てきました。そのための補正のお願いでございまして、今現在、全体の流れといたしましては、まだ計画ができていない、計画に入っていないという段階でございます。そういったところから、これからそういった要望等があるようございましては、総合的に勘案しながら検討して行きたいというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 17ページの026のスポーツ文化交流促進事業費ということで、先ほどの総務課長より町内に宿泊者があったということで2,000円の600人分の補助と言うふうに報告されましたが、これは主に真田グラウンドを使った、そのために町内に宿泊したということなんでしょうか、それとも600人という、もし内訳がわかれば、どういう方がスポーツで町内に宿泊されたか、ちょっとわかれば教えていただけますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） スポーツ文化交流促進事業費について説明させていただきます。

ちょっと日付的に申請が出てたり、出てなかったりする、ちょっと正確な数字ではありませんが報告させていただきます。

現在、補正前の額が80万円ございます。既に実施済みの案件が延べ人数入れると350人ぐらいございまして、予算を支出が約65万円もう既に支出が終わっております。ですから、あと残り15万円という単純に考えればそのようになろうかと思えます。

ここまでの、これが10月途中までの集計なんですけど、ほとんどがサッカーの利用、サッカー場の利用と、あと若干バレーが入っているというような状況でございます。夏場ですからほとんどサッカーの合宿等が多かったという状況でございます。

現段階におきましては、今度は冬季にかかってくるわけでございますが、既に内諾というんでしょうか、事前に調整している中ではもう既に予算80万円はほぼ使い切る予定でございます。これは、またサッカー等が多うございます。

今後でございますが、現在ゆ・ら・ら、むいかいち温泉ゆ・ら・ら今指定管理いただいておりますところですが、冬季にかけて体育館利用の合宿というのを非常に九州方面に働きかけたところ、数十名単位の申し込みが既に4件入っているという状況です。これは、多分、体育館利用冬

季のバレーとか何とかそういう体力増進かと思うんですが、そこをこれから今ちょっとメールで入っているだけで二百数十名いらっしゃいますので、この方たちが来られて合宿いただければ町も潤うし、ゆ・ら・らも利用が向上するということでございまして、現在、要望のあった満額を今回補正で計上したところでございます。

以上です。

〔「もう1点。」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変失礼しました。このスポーツ文化交流促進事業費といいますものは、町外から来られて町内のスポーツ施設を利用して、なおかつ町内の宿泊所へ泊られた方を対象としまして、1人2,000円を上限として補助を行うというものでございます。

補足させていただきました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 関連ということで、先ほどの企画課長が説明がありました旧領家旅館の件であります。実はこの確認申請の件は思い起こせば26年度に老人ホームの時も伊藤設計が建築確認申請をしなかったということで、それがこれは伊藤建設の全くのミスであります。それがそういうことがありまして、申請がそれを指摘されて申請をして確認が取れたのが8月ということで、工事が約半年間おくれておりますが、この場合はまだ工事を着手する前にこういうミスがわかったということですが、今回は工事が既に始まっておりまして、それで今回こういうことがわかったということなんです。1件お聞きしますが、この工事は改修工事はいつから始まったんでしょうか、その日付がわかれば。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） はい、お答えいたします。

工事の始まった日付ということでございますが、木を切り始めたのが10月に入ってからということで把握しております。この工事というのが新築の場合は明確にわかるんですが、今回の用途変更の場合は、申請する前に壁をはいだりして構造つかんだりする必要があると聞いております。それは、いわゆる申請した後にまた工事を進めたら中が違ってたので申請をし直すという、こう悪い順番になったということでしょうか、それで、ある程度事前に申請をする前に物を片づけたり、壁を一部取り壊したりして調査をするということで聞いておるところでございます。物を片づけ始めたのは、9月の最初からでございまして、工事を始めたのが10月の最初からということで認識しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 正式な許可が下りずに今工事を進めたということですが、その間に事故も何もなかったということが不幸中の幸いだと思うのですが、新聞の報道によりまして、設計会社のほうのミスでサンエムにも町にも全く非がないというふうに新聞にも報道されておりますが、今のさっき企画課長の説明聞きました、町のほうには本当に私もミスがなかったというふうに思いますが、これは先ほど言いましたが老人ホームの件の時もありました。また今回も手続上のミスということですが、また今回も建築確認申請についての問題が起きたということなんです、二度あることは三度あるとか言いますが、この再発防止という、町がミスがないのに再発防止ということを知るのをちょっとおかしいと思うんですが、新聞にも大きく吉賀町と載っておりますので、何らかで吉賀町にも責任があるというふうに新聞を見られた方も思われると思いますが、やはりこれを防止するためには何らかで検討と言いましょか、何か考えておられますか、お聞きます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 老人ホームの件につきましては、全く確認が下りてないのに下りたという協議のお話で着工してということで、損害が生じたということで老人ホームとしても裁判をされたという、結審してまあ勝つのは勝ったけれど取るものがないという状況ですけど、まして工事費が増加したということでございます。

今回につきましては、新築ではなしにいわゆる用途変更ということで、新聞等を見ると周りの木を切ったのがという、木を切って何で確認申請が下りる前に切ってという、そりゃあ自分の家の庭木でも切るわけで、これは問題ないと思うのですよ。ただ、今言うように、社長からの報告ですと、いわゆるサッシが入っていたと、ちょっとやり過ぎですねというような指摘であったというように聞いております。

私どもすれば、なぜそういったことがということでございますけども、やはり町が事業する場合は、そうして関心を持っておるとい方がいらっしゃる、また反対にある程度、町のミスがあれば何とかしてやろうというように考えを持っていらっしゃることがわかりましたので、わかりましたじゃなくて当然のことですけれども、きちんと手続だけはしていく必要があるんじゃないかと、ああして同じ業者が同じような状況が出れば、それなりの町とすれば注意なり指名をいわゆる何回か休ませていただくというようなことは考えていかなきゃならないかと思っておりますけれども、まあきょうの今回の場合につきましては、最終的には町が貸しつけをいたしますけれど、町はきちんとしたものができなければ貸しつけはしないでいいわけなんで、そういった状況ですけど、三セクということで町も指導する義務がありますので、そういったことについては、今後はきちんとしていきたいというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 教育費の19ページの新入学お祝い事業費についてですね、先般の全協で確認をすればよかったです、新聞報道ですと指定店のことなんですが、新聞報道ではもう5店というふう、確か指定店が決めた数字が書かれてあったと思うのですが、これは、もう体操服は恐らく指定店ということで、町内の5店とうことは、もう前から決まっていたと解釈してよろしいですか。町外の方は入っていないかどうか伺います。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 吉賀町新入学お祝い事業の件でございます。

先ほど総務課長の説明にもございましたけれども、全協の時よりも若干要綱を変更したものを添付をさしていただいております。それも含めたところで、若干説明をさせていただきますけれども、まだ要綱も案でございます、この予算が決定されてから具体的に詰めていきたいというふうに思っております。

それで、当然町外の学校にも入学されることもあることはあるわけでありまして、町外の場合は町外のお店が指定されるということもありますので、その辺も含めて対応をしていくようにしたいということでございます。

それで、今指定店が5店だというふうに新聞報道されたということですが、まあその5店というのでどこがどこなのかというと、まあ教育委員会のほうで5店というのは言っておりますけれども、まだ今、学校のほうが直接どこの店で自分のところの制服だとか体操服を購入するようにするかというその指定は、学校のほうが直接的にやっております、それで新入生に対しましてはおそらく2月ごろに説明会等をしながら、その指定店、この店でこのうちの学校の体操服は売っていますよという説明はされると思うので、今調整中のところもございまして、はっきりしたものではないというふうに理解してもらったほうがいいと思います。

ほとんど毎年のことなんで、おそらく変わることはないだろうと思うんですけど、若干ちょっと不確定要素がありますので、今詰めている最中ございまして、必ずしも指定店が5店になるということではないと思われまして。

それで、ちょっとこの場を借りて、この間の全協の時に年度途中とかの入学者、例えばIターン、Uターンの方が年度途中で入った来た場合はどうなのかというような御指摘もございましたので、その年に1年生になる小・中学生は、全てを対象にしようということで今要綱を変えてやるように検討しております。

いずれにいたしましても、その年に1年生なる小・中学生に対してお祝いをするということで、町内に在住する子供たちにとって1万円を上限とした助成をしていきたいというふうに考えておりますので、つけ加えをさしていただけたらと思います。

以上です。



○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですが、よろしいです。質疑がないようですので、日程第28、議案第95号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の質疑は保留しておきます。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後2時40分散会

---